

what's “認定”？

認定自走式駐車場 ならではのメリット ×

6

認定自走式駐車場は、建築基準法(第68条の25、同条の10)に基づいた“耐火建築物に相当する防耐火性能を有する”「耐火建築物」として国土交通大臣の“認定”を取得しています。

これにより、「耐火被覆の免除」や「消火設備の簡略化」といった緩和措置を受けられるなど、さまざまなメリットを有しています。ここでは、特に大きなメリット6つについてピックアップしました。



認定
メリット

1

主要構造部の鉄骨に耐火被覆が不要 「耐火建築物」として“認定”

主要構造部の構造方法や特定防火設備の内容について、当工業会では過去に実大火災実験を行い、その実験で得られた知見等を基に必要な防火性能と耐火性能の検証を行い、指定性能評価機関の防災性能評価を受け、これに基づく国土交通大臣による「耐火建築物」としての認定を取得しています。これが建築基準法に規定された「防耐火の認定」と言われるものです。



認定品

在来工法では、柱・梁といった鉄骨部に一般的には耐火被覆が施されていますが、認定品では「防耐火の認定」を受けているため、鉄骨の柱・梁に耐火被覆が不要となります。このため美観を損なわない、意匠性に優れた施工性を発揮します。

認定自走式駐車場は、原則として外壁を設けない開放された構造のため、万が一の火災発生時においても煙の蓄積によるフラッシュオーバーが発生しにくい建築物であり、更に「防耐火の認定」によって高い安全性が担保されているため、主要構造部である鉄骨の柱・梁に耐火被覆を不要とすることが、建築基準法(第68条の25、同条の10)の認定を取得することにより可能となっています。



在来工法

認定 メリット 2

防火区画・防火シャッター・泡消火設備が不要 消火設備が簡易に

防火区画・防火シャッターが不要

認定自走式駐車場は、原則として外壁を設けない開放された構造のため、通常の耐火建築物に要求されるような防火区画や防火シャッターを不要とするなど、消火設備を簡略化することが建築基準法(第68条の25、同条の10)の認定を取得することにより可能となっています。



在来工法では、1,500㎡ごとに設置が義務付けられている防火区画(建築基準法施行令第112条)が認定自走式駐車場では不要であり、代わりに40m(400㎡)ごとに遮へい板を設置することで済みます。

消火設備の簡略化

原則として外壁を設けない開放性を有する認定自走式駐車場においては、通常の耐火建築物に要求されるようなスプリンクラー設備や泡消火設備等の設置について緩和措置を受けられるなど、消火設備を簡略化することが建築基準法(第68条の25、同条の10)の認定を取得することにより可能となっています。



在来工法では、固定式の泡消火設備などの設置が必要となりますが、認定品では移動式の粉末消火設備など簡易な仕様とすることが可能です。

認定 メリット 3

外壁を設けない構造 地震・津波に強い

認定自走式駐車場は、火災時における煙の蓄積で発生するフラッシュオーバー防止を目的に、原則として外壁を設けない開放された構造のため、万一津波や洪水に襲われた場合も水の力を逃がすことができ、自然災害に強い建築物であるといえます。



認定 メリット 4

短い工期 基本的仕様あり

基本的な仕様が決まっているため、使用資材がスピーディに調達でき、建築工程もシンプルなものに。結果として短い工期で完成させることができます。



認定 メリット 5

建築コストの圧縮が可能 認定品ならではのメリットによって

これまで挙げてきた認定品ならではのメリットはすべて、建築コストの圧縮にそのまま直結するということができます。「高品質を低コスト・短期間で」を実現するのが、この認定自走式駐車場です。

認定 メリット 6

メーカーの責任施工

当工業会会員企業による責任施工。設計から完成まで、二重三重のチェックを実施し、認定品にふさわしい品質を実現します。

認定自走式駐車場とは

建築基準法で定められた構造の安全性や防災性の内容について、国の厳しい審査を受け、国土交通大臣による「耐火建築物」の認定を受けたものであり、構造耐力、防災避難、維持管理などに関する当工業会の自主基準にも沿った安全で安心な建築物です。

「認定品表示板制度」が始まりました

2018年1月から、新たに建築された認定自走式駐車場に「認定品表示板」を掲出する制度が始まりました。この表示板が掲げられた駐車場は、大臣認定を受けた高い安全性と優れた品質を有していることの証となります。

